

## ★令和5年度(令和5年7月分~令和6年6月分)国民年金保険料免除申請の受付が7月1日から 始まります。

収入の減少や失業等により、経済的に保険料を納めることが困難な場合には、本人の申請手続きにより、 保険料が「全額免除」または「一部免除(一部納付)」される免除制度があります。

申請者本人のほか、配偶者および世帯主の方も所得基準の範囲内である必要があります。

なお、所得の申告をしていないと審査ができませんので、忘れずに申告をお願いします。

#### 【免除・猶予の申請可能期間と前年所得の関係】※令和5年7月時点

免除・猶予の申請が可能な期間	審査の対象となる前年所得
令和3年6月分	令和元年中の所得(平成 31 年 1 月~令和元年 12 月)
令和3年7月分~令和4年6月分	令和2年中の所得(令和2年1月~12月)
令和 4年 7月分~令和 5年 6月分	令和3年中の所得(令和3年1月~12月)
令和 5年 7月分~令和 6年 6月分	令和4年中の所得(令和4年1月~12月)

※学生の場合は「学生納付特例」の対象となり、申請書・受付期間および対象期間が異なります。

### 【手続きに必要なもの】

①基礎年金番号がわかるもの ②雇用保険受給資格者証または離職票の写し等(失業等を理由とする場合) ※退職(失業)の場合は、退職された方の所得を除外して審査する特例免除制度があります。

#### 【届出先】

市保険課(6番窓□・受付番号票③) ☎31-0216

および、美都地域総務課・匹見地域総務課で随時受付けています。

#### 《 浜田年金事務所 出張年金相談 》

相談日7月11日以・25日以

相談場所 市立市民学習センター 104 研修室

相談時間 10:00~15:30

☆要予約 相談日の1カ月前から受付

※なお、定員に達した時点で受付は終了します。

予約の際は、お手元に基礎年金番号のわかるものを ご用意ください。

## 《 浜田年金事務所 手話による年金相談 》

相談日7月27日休

相談場所 浜田年金事務所

相談時間 13:00~16:00

☆要予約 7月19日 別までに予約

予約方法 電話または FAX ※代理可

(記載事項:住所、氏名、FAX番号、相談

内容、相談希望時間)

〔年金相談の予約・問い合わせ先〕浜田年金事務所 ☎ 0855-22-0670 図 0855-23-0442

※年金相談には、基礎年金番号がわかる書類(基礎年金番号通知書、年金手帳、年金証書または年金額改定通知書などに記載されています)、マイナンバー(個人番号)がわかるもの、本人確認ができる身分証明書(運転免許証等)などをお持ちください。代理の方の場合には、委任状と代理の方の本人確認ができる身分証明書が必要です。

※浜田年金事務所で相談される場合も、電話での予約が必要です。



# 意見や提言を「市長への手紙」で~

市政に対する意見や提言などをお寄せください。秘密は厳守します。なお、ホームページで公開することがありますので、 下記の記載事項に沿ってお寄せください。「市長への手紙」と明記するか、左下のマークを貼付してお送りください。

<記載事項>

- 1. 住所・氏名・電話番号 2. 意見・提言の題名 3. 現状と問題点 4. 意見・提言内容
- 5. 予想される効果 6. 希望する回答方法 (郵送もしくは E メールのどちらか) または回答を希望しない場合はその旨 7. いただいた意見公開の可否 (可・否) ※必ずご記入ください。

手 紙:〒698-8650 常盤町1番1号 秘書課宛 FAX:23-2456 メール:hisyo@city.masuda.lg.jp(件名は「市長への手紙」) ※住所・氏名がないと回答できかねますのでご注意ください。



